

「自衛隊の明記」について(イメージ素案)

	9条2項を削除する案		9条2項を維持する案	
	案1 平成24年憲法改正草案	案2 「陸海空自衛隊」の保持案	案3 「自衛隊」明記案	案4 「自衛権」明記案
趣旨	○独立国家が軍隊を保持することは当然であり、「国防軍」を保持し、憲法上はフルスペックの集団的自衛権行使や交戦権を認める。これによって自衛権や交戦権をめぐる解釈論争に決着をつける。	○「国防軍」の名称を、国民に愛着のある「(陸海空)自衛隊」に改めるほか、左に同じ。	○9条2項を維持した上で、現行の解釈の下での自衛隊を保持することを明記し、「自衛隊」の合憲・違憲に関するそもそもの論争に決着をつける。 ○9条の下で定着し国民に親しまれてきた「自衛隊」という名称を明記することが、最も国民の理解を得られることにつながる。	○シンプルで国民にわかりやすい条文とすべき。 ○「自衛隊」を規定することによって「現状の自衛隊の固定化」といった懸念を回避するため、まずは主権国家として当然に認められる「自衛権」を規定すべき。
9条1項	現行と同じ 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 <u>国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</u>	第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 <u>侵略の手段としての武力による威嚇及び武力の行使を永久に放棄することを、厳粛に宣言する。</u> ※左記の下線をゴチック部分のように改正	現行と同じ 第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、 <u>国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。</u>	同左
9条2項	〔現行2項を削除・全面改正〕 ② 前項の規定は、 <u>自衛権</u> の発動を妨げるものではない。	〔現行2項を削除〕 —	〔現行2項を維持〕 ② 前項の目的を達するため、 <u>陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。</u>	同左
自衛隊(自衛権)の明記 設置目的・任務 シビリアン・コントロール①(内閣との関係)	第9条の2 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍 を保持する。	② 我が国の独立と平和及び国民の安全と自由並びに国際社会の平和と安定を確保するため、陸海空自衛隊 を保持する。 第9条の2 ② 自衛隊の 最高指揮官は、内閣総理大臣とする。	第9条の2 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つための必要最小限度の実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊 を保持する。 〔別案1〕 第9条の2 前条の範囲内で、 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、法律の定めるところにより、行政各部の一として、自衛隊 を保持する。 〔別案2〕 第9条の2 前条の規定は、 我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つため、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊 を保持することを妨げない。 ※1 左記の「必要最小限度の実力組織」の代わりに、現行9条2項との関係について、別案1は、「前条の範囲内で、」であることを明記することで明らかにしようとし、また、別案2は、「前条の規定は…ことを妨げない」と規定することで明らかにしようとするもの。 ※2 さらに、別案1は、自衛隊に対する内閣によるシビリアン・コントロールを規定するとともに、行政組織法上の位置付けを明確にするため、「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする」に代えて「行政各部の一として」と表現するもの。	③ 前二項の規定は、 自衛権 の発動を妨げない。 〔別案〕 ③ 前二項の規定は、 国の自衛権の行使を妨げず、そのための実力組織を保持することができる。 ※ 別案は、「自衛権」を明記した上で、そのための実力組織の保持についても明記したもの。
シビリアン・コントロール②(国会との関係)	② 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、 国会の承認その他の統制に服する。	第9条の2 自衛隊は、法律の定めるところにより、 その予算、編制、行動等において国会の統制に服する。	② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、 国会の承認その他の統制に服する。	—
その他	・国際協力、秩序維持等の防衛以外の任務 ・国防軍審判所 ・領土等の保全等 (条文略)	・自衛隊審判所 (条文略)	—	—
課題	●自衛隊を「通常の軍隊」と位置付けることによって、(安全保障基本法による制約はあるとしても)憲法上フルスペックの自衛権を行使できるようになる。このことは、9条の下で定着し国民に親しまれてきた自衛隊の基本的性格を変えるものであると同時に、「専守防衛」を旨としてきた戦後の我が国の防衛政策の大転換にもつながるものであって、大方の国民の理解を得られるか。	●明記した「自衛隊」に関し、現在と同様に2項の制約の下にあることや、その行政組織上の位置付け(行政各部の一であること)が変わっていないことについて、丁寧な説明が必要である。 ●なお、別案2の「妨げない」という表現については、単なる解釈規定という意味だけではなく、その条項に対する例外規定の意味合いが含まれる場合もあり、現在の9条2項解釈を変化させてしまうおそれがあるのではないか。さらに、この表現では、憲法上、必ずしも自衛隊を保持することを明らかにしたものとは言えず、また、国民にとってもわかりにくいのではないか。	●「自衛権行使の範囲」に関する論争に波及し、「自衛隊の合憲・違憲に関する論争の決着」という中心テーマから外れてしまうのではないかと。 ●単に「自衛権」とした場合、その範囲についてどう考えるか。 ●なお、「妨げない」という表現に対しては、左記の指摘と同様の課題もある。	

第五章(内閣)への自衛隊明記案

この案は、「第2章」に手を加えないで内閣に係る規定の中で、現行憲法下での自衛隊の存在を簡潔に規定しようとするものではあるが、必ずしも9条との関係での自衛隊の位置付けを憲法上明らかにすることにならないのではないか。